

太田市告示第64号

太田市財務規則（平成17年太田市規則第73号）第44条第1項の規定により、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの、太田市まちなか文化ルーム施設使用料の収納の事務を次のように委託したので、同規則第45条第2項の規定により告示する。

令和4年4月27日

太田市長 清水 聖義

- 1 収入の種類 太田市まちなか文化ルーム施設使用料
- 2 委託先 一般財団法人太田市文化スポーツ振興財団
副理事長 木村 正一
- 3 委託の理由 収納事務を適切かつ効率的に遂行するため。
- 4 委託の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで